みやしろ健康福祉プラン -障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画- 重点事業進行管理評価表(令和2年度中間評価)(案)

資料1

【評価】

評価ランク	状況	達成状況	評 価 内 容
А	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合
В	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合
С	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合
D	取り組んでいない	0%	-

1. 地域福祉の推進体制

施策番·	事業方策等·事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時	期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	福祉教育の推進		継続	30年度 元年度 2年度 3年度	実施	①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、 障がい者に対する理解を深める(年1回以上)。	А		・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修会「埼葛人権を考えるつどい」に職員が参加予定。(埼葛市町共同で開催/10月15日)	・下半期に実施予定。	・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修会「埼葛人権を考えるつどい」への職員参加に向けて準備を進めている。
	町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、 障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者 を対象とした研修会を実施する。		・町職員、教職員に対する研修会の実施	4年度 5年度	\	②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を 実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る(年 1回以上適宜)。			・新規採用職員後期研修 と新規採用職員育成塾で 町の福祉行政や障がい者 との接し方を学ぶ。	・新規採用職員育成塾 (9/29) にて、障がいの ある職員から障がい者へ の接し方等を学んだ。	・障がい者福祉について 新規採用職員研修(後 期)を実施予定。
1-1-:	2	総務課 (庶務職員担当) (人権推進室) 福祉課 (障がい者福祉担当) 教育推進課 (学校教育担当)		пиничний передерий при		③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業 を実施。福祉の店(定期実施)及び、こころをつ なぐ展示会(障害者週間)を実施。		・障がい者などの活動の 場を提供するとともに、 物品の販売、創作活動の 作品展示・販売を行い、 福祉の向上を目指す。	・福祉の店を開く場を提供する。 ・登録団体4団体(実質 稼働3団体)。	・新型コロナウイルス感 染症の影響から、4月~ 6月は、実施しなかっ た。 ・7月以降再開し、3団 体運営中。	・当初設置していた場所 の利用ができなくなり、 仮の場所で運営している ため、団体の活動のPR や販売に影響があると思 われる。 ・庁舎内の最適な場所を 確保し、運営していける ようにする。
						④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、 特別支援教育に関する研修会の実施(年1回以 上)。	В	・教職員の特別支援教育 に対する理解促進・指導 力向上を目指す。	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会は中止・各校において、特別支援教育に対する理解促進のための校内研修等を進めている。(各校年1回以上)	・児童生徒の実態からど のような支援が必要かを 把握し、支援を実践して いる。	・教員の指導力や困り感 を把握し、来年度の県立 宮代特別支援学校との共 催の夏季研修会内容につ いて検討していく。
	障がいを理由とする差別の解消の推進【計画新 規】		新規		検討 	①広域 (3市2町) 設置している障害者差別解消 支援地域協議会において、課題・問題点を整理			・埼葛北地区障害者差別 解消支援地域協議会を開	・埼葛北地区障害者差別 解消支援地域協議会を11	・協議会での課題を町でどのように取り組んでい
1-1-4	障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置 し、適切な対応を行う。	福祉課	・障害者差別解消支援地 域協議会の設置	2年度	実施	し、障壁となっている事項を解消していく。 ②差別等の問題が発生した時に解決するべきマ	В	を開催する。 ・スムーズな相談体制の	催する。 ・関係機関と調整し、対	月に開催するため調整 中。 ・マニュアル案作成中。	くかを検討していく。 ・具体的事例が少ないた
2		(障がい者福祉担当)		3年度 4年度 5年度		ニュアルの作成をする。	В	構築を行い、対応する。	応マニュアルの作成す る。		め、適宜修正が必要となる。
	支援ネットワークのしくみづくり		充実			①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい 者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機			・情報共有を図る見守り支援ネットワーク会議の	・宮代町子育て支援ネットワーク・要保護児童対	
	地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の 地域生活支援を協働で実施できるネットワークを		・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステ	元年度 2年度		関と連携し、情報共有を図る(年1回以上)。	Α	と連携を図れるようにする。	美施。 	策地域協議会実務者会議 (6月16日) に参加し、障 がい児の状況を関係者で	・下半期に見守り支援 ネットワーク会議を実施
1-2-3	構築する。	福祉課 (障がい者福祉担当)	ムの構築及び医療的ケア 児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	3年度 4年度 5年度		②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の 関係者による協議の場で検討の実施(連携会議は 定期的、幹事会は適宜)。	А	・医療的ケア児支援のための連携強化。	・医療的ケア児連絡会議 (広域事業)を実施(8 月28日)。	共有した。 ・各市町の対象者の情報 を確認でき、災害等の時 の対応を検討するきっか けとなった。	予定。 ・地震、風水害時に対応 できる体制の構築する必 要性はあるが、対象者の 移動や必要な体制を整え ることができるか。
						③庁内の各関係機関において、スムーズな情報連携が図られる仕組みの構築をして、保健、福祉、教育などで、切れ目のない継続的な支援ができるようにする。		・スムーズな情報共有を行い、支援方策を検討する。	・庁内関係部署(子育 て、高齢、保健、教育、 福祉)の担当者で意見交 換会を実施(9月28 日)。	・個人情報の取り扱いや 情報共有のあり方、連携 強化について、共通認識 を図ることができた。	・町が各関係部署と連携 を図る必要性があると判 断した時に、情報共有す るための個人情報の同意 を得ることができるか。

2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	相談の一元化(地域生活支援事業)		充実	元年度 実施	①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会 議の開催(年20回以上)。	Α	・事例検討や情報共有を図り、市町や事業所の職員のスキルアップを図る。		・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。	・職員のスキルアップが 図られるよう、職員の参 加を続けていく。
	基幹相談支援センターを中心にすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。		・基幹相談支援センター を設置し、地域の相談支 援体制を強化する	2年度 3年度	②相談支援の充実のための研修会(人材育成、 ケース検討グループ会議)等の実施。	Α	・各種研修等に参加し、 職員の相談スキルを高め る。	・各種研修会に参加し、 ケース対応の基礎及びア プローチ手法を学ぶ。		
2-1-2	虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。	福祉課(障がい者福祉担当)		5年度 ↓	③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制 の充実の検討。		・運営会議において事業 内容を調整し、各部会を 開催し、相談の質の向上 に努める。	確認し、相談の質の向上	など、質の向上、行政・ 事業所の職員のスキル アップのための必要な検	・町や圏域内での資源不 足に対応するための方策 (知恵の出し合い)をす る必要がある。
					④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。	Α	・該当相談が発生した際 に即時対応できる体制と する。		74,00	・下半期で、初動から解 決までのマニュアルを作 成する。

3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期		達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	地域生活支援拠点等整備【計画新規】 ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場 ④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機		新規 ・平成32年度設置に向けて検討		記	D地域生活支援拠点プロジェクト会議(月1 回)、担当者会議(月1回)を行い、令和3年度 設置をする。	Α	・拠点設置に向けた実施 内容調整をする。 ・各事業所と連携を強化 し、拠点設置後、スムー ズな業務運営となるよう にする。	・プロジェクト会議(月 1回)、担当者会議(月 1回)実施。 ・拠点設置に向けた調整 (要綱等の整備、事業内 容調整)を実施。	・要綱案作成、コーディ ネーター配置の調整済 み。	・拠点設置後、各事業所 と連携強化が必要であ る。 ・通所事業所等の職員の 意識改革が必須となる。
3-2-1	能を持つ地域生活拠点等を整備する。	福祉課		3年度 4年度 5年度 ▼		②設置・実施に向けた関係機関等と連絡調整の実 施(随時)をする。		・各事業所の状況把握を 行い、拠点事業の理解の 向上を図る。	・県の関係機関と意見交換の実施。	・圏域内入所施設(4事業所)と連携強化を図ることができた。 ・幸手保健所、東部中央福祉事務所と連携についての意見交換ができた。	・様々な関係機関と連携 を図っていけるよう、必 要な情報交換を適宜実施 していく必要がある。
6		(障がい者福祉担当)		шинишинишинишинишини		③体験利用の機会・場の提供(随時)の実施。		・対象者の把握とニーズ 確認を行う。 ・関わる職員の意識の向 上を図る。	け、ニーズ調査票(アンケート)を作成。 ・計画相談支援事業所と対象者のリストアップの	・町内事業所向けアン ケート及びニーズ調査票 を作成した。 ・短期入所支給決定者の 利用実績及び利用状況の 分析をした。	・11月以降にアンケート調査等を実施し、ニー ド調査等を実施し、ニー ズ把握、実態を把握する。 ・不測の事態に備え、体 験の実施等の調整をして いく。
				инистиненти поточнать на поточна н	E	④訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新(1 回/6ヶ月)の実施。	С	・緊急対応にならないよう、対象者、家族との関 係を構築する。	用者に対し、状況確認の ための訪問を行う。	・上半期は、新型コロナウイルス感染症関係で実施できなかった。下半期に訪問を行う。	・家族構成等の環境変化 があった場合に、対応で きるよう、家族と関係性 を構築する必要がある。
3-2-2 ①	障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導 障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域 生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。	福祉課 (障がい者福祉担当)	充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討			Dグループホーム等の利用や体験利用の機会を増 やし、整備に向けた課題の整理を行う。		・緊急利用になった場合 でも対応できるよう体験 の機会を増やすととも に、ニーズ把握を行う。	・地域自立支援協議会の 地域生活支援拠点プロ ジェクトで体験調整を実 施する。 ・窓口において、対象者 の状況把握を行い、必要 な調整を行う。	・体験利用実施に向けて調整中。	・必要性の高い対象者や 家族への利用する意義等 を伝えていく必要があ る。
				4年度 ▼	,	②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。	В	・在宅で生活する方の ニーズ把握を行い、必要 な支援を行う。	・整備誘導に向け、意見 の集約を行うための調整 を実施中。	・下半期にニーズ把握を実施する。	・家族会・町で相互の取組について調整する。
3-3-1	障がい福祉サービスの確保 必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業 を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提 供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。 また、必要なサービスにつなげていけるよう、適	福祉課	継続 ・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	2年度		D需要見込等についての推計を実施し、適切な支 給量を確保する。	Α	・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。	・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行う。	・利用にあたっての計画 に沿ったサービス提供が できている。	・すべてのサービスが需要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。
(1)	切なサービス提供体制整備を進める。	(障がい者福祉担当)		3年度 4年度 5年度 ▼		②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要な サービス提供体制を整える。	Α	・適切なサービス提供が できるよう、各事業所の 情報収集を行う。			

4. 保健・医療サービス

施針	策番号	事業方策等·事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	-	健康相談・栄養相談・訪問指導の実施 個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問		継続 ・障がいの特性に対応し	30年度 実施 元年度	①健康相談の実施 (毎週水曜日を予定)	А	個々の状態に応じた専門 的な指導を行い、解決策 を見出す。	健康相談を毎週水曜日に 実施する。	来所相談を4月から中止したが、その間は電話相談にて対応。相談事業は7月から再開、水曜日に10	新型コロナウイルス感染 症の感染拡大の中で、相 談を躊躇してしまうこと が考えられるため、来所
		指導を実施する。		た健康相談、栄養相談・訪問指導の実施	2年度 3年度	②栄養相談の実施 (毎週水曜日を予定)	А	個々の状態に応じた専門 的な指導を行い、解決策 を見出す。	栄養相談を毎週水曜日に 予約制で実施する。	回開催した。 栄養相談は28組に実施し た。	者が安心して相談できる場を確保する。
	-1-1 ⑤		健康介護課 (健康増進担当)		5年度 ▼	③訪問指導の実施(健診フォロー等随時)	А	来所相談が困難な場合、 訪問希望があった場合等 必要に応じて訪問指導を 行う。	随時、必要に応じ訪問指 導を行う。	訪問指導なし。	新型コロナウイルス感染 症拡大などの理由から訪 問指導の拒否が考えられ る。その都度アプローチ 方法を検討し適切な支援 を実施する。
						④上記①~③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。	Α		上記の相談業務等で、必 要に応じて関係機関と連 携をする。	該当ケースは必要時福祉 課等へ情報提供を行っ た。	効果的な情報共有を行い 連携を強化していく。
	•	精神保健相談の推進 保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の 上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精 神保健相談を推進する。	健康介護課 (健康增進担当) 福祉課	継続 ・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化	30年度 実施 - 元年度 2年度 3年度	①精神ケース検討会の開催(2ヶ月に1回)	A	・関係機関や関係者、相 談業務を行っている職員 等で定期的に事例検討会 を行い、適切な支援方法 等について検討し連携支 援する。	・隔月に精神ケース検討会の開催をする。	3回実施(6月・8月・ 9月)実施した。	・コロナ渦でハイリスク者が増えることが考えられる。関係機関や関係者で情報共有したり、適切な支援方法等を検討することは重要続きなっため、今後も継続実施する。
			(障がい者福祉担当)		5年度 ▼	②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携 し対応する。	Α	・困難ケース等は、幸手 保健所と連携し適切な個 別支援を行う。	・随時、必要に応じ幸手 保健所や関係機関と連携 支援する。	・幸手保健所やケースを 取り巻く関係機関と連携 した。	・今後も困難ケースが増 えると考えられる。幸手 保健所や関係機関等と連 携し、適切な支援を行 う。

5. 教育(保育)・生涯学習

施策番	号 事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)		継続	30年度 実施 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 ▼	①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。	А	・就学予定者も含め教育 上特別な支援を必要とする児童生徒の最適なかり を選をの最適なかり で、保護者等が判断できるようにする。 ・障がいのある児童生徒 一人への支援を具体 化する。	・年度当初からの就学相 談の実施(通年)。 ・就学時健康診断の実施 (須百間小10月6日) (東小 10月5日) (第小10月5日) (笠原小10月1日) ・個別の就学相談・笠原の 10月29日 園 10月29日 園 ・幼稚園・保育園 ・幼稚察 (みやしろ保育園 10月 8日)	・現在、計画どおり実施し、対象児童に対し必要な対応をした。	・特別に支援を要する児童生徒の増加による体制づくりが必要である。
5-1-	就学予定者も含めLDやADHD等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。	教育推進課 (学校教育担当)	・宮代特別支援学校、春 日部特別支援学校の特別 支援コーディネーターを 委員に加え、就学相談や 支援体制を充実		②保護者と就学先について「就学支援相談」を実施(通年)	Α		(国納保育園 10月 9日) (宮代須賀幼稚園 10月13日) (姫宮保育園 10月13日 (幸手ひまり月13日) (幸手ひり月16日) (百間保園 10月20日) (杉戸白百合幼稚園 10月22日) (姫宮成就院幼稚園 10月27日)		
					③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。	A		・特別支援学級在籍児童 生徒及び通常の学級に在 籍する特別な支援を要す る児童生徒に対して、 「個別の支援計画」等の 作成を指導する。	・「個別の支援計画」等 の作成について実施指導 を行った。 就学支援委員会(専門 委員会) 9月10日 校長会 5月27日 教頭会 6月 9日	
					④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育主任・特別支援教育コーディネーター合同連絡会で実施。(年1回)			・サポート手帳の活用及 び個別の支援計画作成に ついての研修会を就学支 援委員会、特別支援教育 主任・特別支援教育コー ディネーター合同連絡会 で実施。	・サポート手帳の活用及 び個別の支援計画作成に ついての研修会を実施 就学支援委員会(専門 委員会) 9月10日 校長会5月27日 教頭会6月 9日	
					⑤上記①~④を実施し、早期に適切な対応を行う。	Α		・上記のとおり実施。	・上記のとおり実施。	
	交流教育の推進 障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、 理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町 内の小中学校において行事や交流事業を実施す る。		継続・実施校の拡大	元年度 2年度 3年度	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事 業を実施。	A	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	・県立宮代特別支援学校 との交流の実施。	・交流学習は中学校が休業中だったため中止、小学校は映像でのやり取り特別支援学校から小学校へビデオレター9月30日、小学校から特別支援学校へ11月上旬予定。	下半期で実施予定である が、新型コロナ感染症の 影響が懸念される。
5-1- ⑥	3	教育推進課 (学校教育担当)		5年度 ▼	②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小3名 東小2名)で実施) (笠原小学校から宮代特別支援学校で実施(1 名))			・小学校における支援籍 学習の実施。	・支援籍学習特別支援学 校と各校で9月に計画・ 調整、10月から実施	・希望のある支援籍学習については実施できている。 ・特別支援学校からは、 小学校や児童の受入れが 温かく、よい支援籍学習 が行えているという意見 をいただいている。 ・今後も継続して実施し ていく。

施策番号	事業方策等·事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	発達障がい児等の教育支援体制の充実 発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。		継続 ・個別指導計画に基づく 教育的支援の実施	4年度	①発達障がいをもつ児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。 ②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事・教育相談員等の指導助言の実施。	Α	・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を 図る。	・サポートチーム訪問指導を年2回実施する。・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校)	 ・サポートチーム訪問1 回目実施 須賀小 7月21日 百間小 7月 3日 東小 8月21日 笠原小 8月27日 9月 1日 須賀中 7月28日 百間中 7月9日 前原中 7月30日 	・サポートチーム訪問で の指導が実際の指導に生 かされるよう、実施方法 を工夫・改善する。
5-1-4 ②		教育推進課 (学校教育担当)			③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対しての生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポーター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。	A	・各小学校へ特別支援教育サポーターの配置等、教育支援体制を推進する。 ・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・特別支援教育サポーターを各校1名配置する。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会は中止。・各校育において、特別促進のための校内研修等を進めている。(各校年1回以上)	・特別支援教育サポー	・特別な支援を要する児 童の増加による特別支援 教育サポーターの人数不 足になっている。 ・教員の指導力や困り感 を把握し、来年度の県立 宮代特別支援学校との共 催の夏季研修会内容につ いて検討していく。

6. 生活基盤

施策番号	事業方策等·事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	障がい者の雇用の場の創出 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。	垣が開	継続 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業 所立上げに向けての支援 (組織体制の強化・利用	元年度 2年度	①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中)		・障がいの特性等に応じた職員採用を行うことにより、障がいのある人が長く働ける地域づくりを目指す。	問わず)を設け、職員採 用試験 (9/20) を実施し	・宮代町で働くことを望む障がい者が選考試験を受験できた。	て、2次試験を11月に実施 予定。今後も法定雇用率 を注視しつつ、計画的な 雇用を目指す。
(1)		総務課 (庶務職員担当)	者の確保等)	3年度 4年度 5年度	②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意 見交換を行う。	В	・障がい者の雇用創出に 向けて、近隣自治体の取 組状況を確認し、好事例 を参考に、雇用の場を創 出していく。	場の創出に向け、業務の 切り出し作業を実施。	・下半期に実施予定。	・課題として、雇用形態 に見合う業務量の確保す ることができるか。

7. 生活環境

一直がい考等が災害時に適切かつ迅速に避難誘道さ ・	より訪問することが難しいとの意見があったが、
1 本	番集、個別支援計画の作成依頼を行う。 ・新型コロナウイルススで確認を対している場でででででででででででででででででででいる。 ・新型コロサウイルでででででででででででいる。 ・新型コロナウイルがある。 ・新型コロナウイルがある。 ・新型コロナウイルがたをはいる。 ・新型コロナウイルがが制のでででできた。 ・新型コロナがたた体画のででででででいる。 ・新型コロナがたが制の作成ででででででである。 ・新型コロナガンでででででででできた。 ・新型コロナガンででででででできた。 ・新型コロナガンでででででいる。 ・新型コロナガンででででできた。 ・新型コロナガンででではいる。 ・新型コロナガンででででいる。 ・新型コロナガンでででは、できた。 ・新型の感染体内のででできた。 ・新型の感染体内のででできた。 ・新型の感染体内のででできた。 ・新型のでは、のでは、のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、かが、のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のでは、できた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・新型のできた。 ・一が、 ・一が、 ・一が、 ・一が、 ・一が、 ・一が、 ・一が、 ・一が、